

《論 説》

## 民法645条の改正案についての一考察

——受任者の報告義務についての機能的分析を通じて——

田 岡 絵理子

はじめに

645条に規定された受任者の報告義務については、その立法当時から、「委任セラレタル事ヲ爲ス義務ノ續キ又ハ其附帯<sup>(1)</sup>」と位置づけられ、その付随的性質もあってか、深く考察されることは多くない。昨今の民法（債権関係）の改正をめぐる議論にあっても、645条についての議論は少ない。しかし、645条に限定せず、受任者の報告義務一般という形で、一旦、視野を広げれば、報告義務については盛んに議論がされてきた。とりわけ、いわゆるサービス契約においては、その社会的必要性が増大するに従い、受任者に相当する者（医師・弁護士・司法書士・不動産仲介業者等）の説明義務が盛んに議論され、その重要性に、もはや疑いはない<sup>(2)</sup>。もっとも、そこでの説明義務を巡る議論は、各個別の契約類型に固有の問題として捉えられる傾向が強く、それらの各契約類型を広く包含するはずの委任契約における受任者の報告義務として、一般的に議論されることは少ない<sup>(3)</sup>。上記に挙げた委任の特殊類型との関係で、民法の委任の規定は一般的補充規定とされていることに鑑みれば、他人の事務を処理する法律関係の通則たる民法上の委任において、受任者の報告義務ないしは説明義務の規定のあり方を考察することには意義がある<sup>(4)</sup>と考える。

この点、民法（債権関係）改正議論においては、受任者の報告義務が、645条の改正という形で提案されている。そこで、民法（債権関係）改正議論において提案された645条の改正案について検討を加えることを、本

稿の目的とする。具体的には、まず、民法（債権関係）改正議論中に示された645条の改正案が示す受任者の報告義務とは、いかなる内容を有しているかを明らかにする。その上で、かような内容を有する報告義務が、具体的な規範としては、いかなる機能を有するかを検討することを通して、645条の改正案としての適否を論ずる。この考察を基に、受任者の報告義務に関する規定を改正する際の検討の指針を示したい。

具体的な検討方法としては、初めに、645条の改正案について、法制審議会での議論及びそこで主に参照された民法（債権法）改正検討委員会試案（以下、検討委員会試案）を紹介し（第一章）、そこで提案された改正案が既存の学説の理解をどのように消化し、具体的な改正案に結び付けているかを明らかにすることで、645条の改正案の具体的な規範内容を明確にする（第二章）。その上で、改正案に示された受任者の報告義務が、具体的規範として、いかなる機能を有するかを分析し（第三章）、645条の改正案としての適否を論ずる（第四章）。最後に、以上の考察を前提として、受任者の報告義務について、一定の改正の指針を示したい。

受任者の報告義務の機能を分析する際には、アメリカ代理法における裁判例を参考にする。理由は以下の通りである。アメリカ代理法という代理<sup>(5)</sup>には、法律行為及び事実行為の委託の双方が含まれるため、日本法でいうところの委任および準委任に相当する関係が、その規律対象となる。加えて、アメリカ代理法は本人・第三者間ないしは代理人・第三者間という外部関係についての規律のみならず、本人・代理人間の内部関係に関する規律も提供することから、代理人が本人に対し負う義務についてみれば、日本法における受任者の義務に相当する。そして、後述するように、アメリカ代理法においては、代理人の報告義務が、情報提供義務（duty to furnish/provide information）という形で、一般的な規範として示されており、この情報提供義務をめぐっての裁判例の蓄積が存するからである。

なお、645条の報告義務については、委任契約継続中の報告義務（本条前段）と契約終了後の顛末報告義務（本条後段）とが存するところ、本稿

では、委任契約継続中の報告義務に焦点を当てる。その理由は、後述する検討委員会試案でも述べられているように、委任継続中の報告義務と顛末報告義務とではその目的・意義が異なるため、別個に検討されるべきこと、また、顛末報告義務については改正案が挙げられていないからである。

## 一 645条の報告義務をめぐる改正議論

1 検討委員会試案の提案—「指図遵守義務に関連する報告義務」としての提案—

まず、法制審議会において参照された検討委員会試案が、645条の報告義務について、いかなる提案をしているかを見る。検討委員会試案は、645条の改正案として、「〈1〉受任者は、委任者の請求があるとき、および、委任事務の処理について委任者に指図を求める必要があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告しなければならない。〈2〉受任者は、委任が終了した後は、遅滞なくその経過および結果を委任者に報告しなければならない」と提案する。<sup>(6)</sup>改正点は、まず、受任者の報告義務につき、〈1〉委任事務遂行過程における報告義務と、〈2〉委任事務終了後の顛末報告義務という2項目に書き分けた点である。その理由は、前者は「受任者の適切な委任事務処理を委任者がコントロールする手段」であるのに対し、後者は「委任事務の清算処理」のための義務であって、両者はその目的・意義が異なるからであるとする。<sup>(7)</sup>その上で、〈1〉委任事務遂行過程における報告義務については、委任者からの請求がなくとも、委任事務処理について「委任者に指図を求める必要があるとき」には、報告義務を課すべきことを提案する。

そこで、いかなる場合が「委任事務の処理について委任者に指図を求める必要があるとき」に当たるかが問題となる。この点につき、検討委員会試案は、別途で、受任者の指図遵守義務についての規定の新設を提案する際に、以下のように述べる。まず、指図遵守義務規定として、「受任者は、

委任者が与えた指図に従って委任事務を処理しなければならない。ただし、委任者の指図に従うことが委任者の利益に反すると認められる場合であって、委任者にその指図の変更を求めることが困難であるときは、この限りでない<sup>(8)</sup>と提案する。そして、その提案趣旨の中で、受任者は、原則として委任者の指図に従って委任事務を処理しなければならないところ、「委任者の指図に従うことがその利益に反すると認められるときは、委任者にそのことを報告したうえで、その指図の変更を求める義務がある<sup>(9)</sup>」と解すべきであると述べる。そして、645条の報告義務に関する改正案は、この指図遵守義務に関連して課せられる報告義務の要請に対応するものである<sup>(10)</sup>という。なお、〈2〉委任終了後の顛末報告義務について、改正点はない。

つまり、検討委員会試案は、指図遵守義務を履行する際に問題となる報告義務を、645条の報告義務としてとらえるべきことを提案していると評価できる。検討委員会試案が提案する指図遵守義務規定それ自体は、委任者の指図に従うべきことを原則としつつ、例外的に指図に従わなくてもよい場合には「この限りでない」と規定するのみであり、指図遵守義務の履行に関連して必要とされる報告義務については触れない一方で、かような報告義務は、645条の改正案規定から導かれるとするからである。かく解すことは、645条の改正案が「指図」という文言を使用していることも適合的である。

## 2 法制審議会での議論

上記の検討委員会試案を参考に、法制審議会では、645条の改正に関して、以下のような問題提起がなされている。すなわち、「民法第645条は委任者の請求があるときの受任者の報告義務を規定しているが、委任者の請求がある場合に限らず、中間報告をして委任者の意見を求めることが委任の本旨に沿うものである場合には、受任者は委任者に対して委任事務の処理の状況について報告をする義務を負うとする考え方が有力である。これを踏まえ、委任者の請求があるときのほか、委任事務の処理について委任

者に指図を求める必要があるときに上記の報告義務を負うとすべきであるとの考え方や、委任契約が長期にわたる場合には相当期間ごとに報告義務を負うとすべきであるとの考え方が示されているが、どのようにかんがえるか」と。

法制審議会においては、645条についての議論自体が少ないのであるが、多少なりとも異論が出されたのは、長期に渡る委任において相当期間ごとに報告義務を課すとの提案に関してである。この点については、長期であるというだけで相当期間ごとの報告義務を課すのであれば経済的に問題が出る場合もあろうし、また、相当期間ごとの報告をしてしかるべき委任もあるとはいえ、それについては、それぞれの委任の趣旨の解釈から個別に定期的な報告の義務を認めていけば足るのではないかとの意見が出されている。<sup>(13)</sup> 他方、「委任事務の処理について委任者に指図を求める必要があるとき」に報告義務を課すとする提案については、意見が出されていない。

そこで、中間論点整理では「受任者は、委任者の請求があるとき（民法645条）だけでなく、委任事務の処理について委任者に指図を求める必要があるときも、委任事務の処理の状況について報告する義務を負うことを条文上明記することとしてはどうか。長期にわたる委任においては相当期間ごとに報告義務を負うこととするかどうかについては、これに要する費用、柔軟な対応の可否等にも留意して、更に検討してはどうか」とされ、<sup>(14)</sup> 相当期間ごとの報告については一定の留保があるも、「委任事務の処理について委任者に指図を求める必要があるとき」の報告義務については、一定程度肯定的に評価されているようである。

#### 小 括

確かに、相当期間ごとの定期の報告を要するかは、当該委任が長期に渡るか否かにより機械的に決せられるべきこととは言い難い。そのため、法制審議会での意見が示すように、定期の報告が必要とされる場合は、委任の趣旨の解釈を通じて、個別に認めれば足りると考える。そこで、以下で

は、「委任事務の処理について委任者に指図を求める必要があるとき」の報告義務に焦点を当てる。先に述べたように、この改正案は、基本的に検討委員会試案に沿ったものであるため、改めて、検討委員会試案が提案する報告義務の内容を具体的に検討することで、645条の改正案が示す報告義務の具体的な内容を明らかにする。

## 二 「委任事務の処理について委任者に指図を求める必要があるとき」の報告義務の具体的な内容

検討委員会試案を、もう一度参照すれば、645条の改正案は、指図遵守義務と関連付けられており、645条の改正案がいう「委任事務の処理について委任者に指図を求める必要があるとき」の報告義務とは、基本的には、指図遵守義務に関連して述べられた「委任者の指図に従うことがその利益に反すると認められるときは、委任者にそのことを報告したうえで、その指図の変更を求める義務がある」とするところの報告義務を念頭に置くようである。もっとも、かような指図遵守義務に関連して問題となる報告義務とは、具体的にいかなる場合に課せられうる義務であるかについては、これ以上に具体的な説明は存しない。

そこで、検討委員会試案が、基本的には、既存の学説を明確化する趣旨でなされた提案であることに鑑み、指図遵守義務に関する既存の学説を前提に分析することで、「指図を求める必要があるとき」とはいかなる場合であるかを明らかにし、もって、645条の改正案がいう報告義務はいかなる場合に課せられる義務であるかを明確にする。

### 1 指図遵守義務についての既存の学説上の理解

#### (一) 起草過程

受任者の指図遵守義務については、起草過程において一旦は提案されたものの、削除された経緯がある。法典調査会では、当初は651条において

「受任者ハ委任事項ヲ處理スルニ付キ委任者ノ指圖ニ違反スルコトヲ得ス但委任者カ之ヲ許諾スヘキ事情アルモ受任者ニ於テ其許諾ヲ求ムルコト能ハサル場合ハ此限ニ在ラス」と提案されていた。起草者の主眼は但書にあり、委任者が許諾するはずであるとの事情があり、かつ、指図に反する行為をなすことにつき委任者から許諾が得られない場合であれば、指図に反する行為をしたとしても善管注意義務違反とはならないとの準則を掲げることが、本規定の目的であった。<sup>(15)</sup>梅は、1000円以内である物を買って欲しいとの委任がなされた場合を例に挙げ、1001円あるいは1500円程度でその物が購入できる機会があったが、その機会が明日には失われてしまうという場合であり、かつ、委任者が旅行に行っていて連絡がつかない場合に、受任者が1000円を超える値段で購入した場合、それが善管注意義務に反する行為と評価されることになっては困る。かような行為も、善管注意義務に反しない行為として認めるための条文として存するのが651条であると説明する。<sup>(16)</sup>しかし、これに対しては、以下のような反対意見が出されている。すなわち、まず「1000円くらいであれば買って欲しい」との委任であれば、梅が挙げた例での購入は、指図の合理的解釈を通じて、委任者の指図に従った行為となるのであり、特段問題は無い。<sup>(17)</sup>仮に、「必ず1000円以内で買って欲しい」との委任であったとすれば、1001円の購入であっても指図に反する行為として権限外行為に当たるはずである。<sup>(18)</sup>かような権限外行為を受任者が自ら進んで行ったのであれば、それを追認するか否かは委任者の自由判断に委ねられるべきである。<sup>(19)</sup>仮に、かような権限外行為について、委任者が自己の利益になると判断するのであれば追認するであろうし、そうであれば、代理に存する追認の条文さえあれば事が足り、指図遵守義務規定は不要であるという。<sup>(20)</sup>

梅及び富井の理解は、たとえ「必ず1000円以内で買って欲しい」旨の委任であった場合でも、例えば1500円出さなければその物が買えず、また、今購入しなければその物が手に入らなくなるという場合であれば、1500円で購入しても、権限外の行為とはならないと判断すべきとの理解であり、<sup>(21)</sup>

そこには、受任者が委任者のためによかれと思って為したにも関わらず、委任者から追認がない限りは、債務不履行行為になるとするのでは、親切心でなした受任者にとり不利益であるとの価値判断が存する<sup>(22)</sup>。しかし、これに対しても、下記のような反論が出されている。すなわち、委任者から明確な指図があったのであれば、受任者はそれに従わなければならないのであり、「千圓ト云フタナラバ千圓ヨリ以上ハ買ハレヌ」、買ったのであれば、権限外の行為である。そう解さなければ、「受任者ガ色々ナ想像ヲ起シテ何ニ是レ位ノモノナラバ却ッテ向フノ爲メニ利益ニ爲ル」といったような形で、「無暗ニ世話ヲ焼キ過ギルト云フコトノ弊害ガアル其弊害ノ方ガ何ヨリモ重モイ<sup>(23)</sup>」と。また、受任者が、委任者の明確な指図に反して行為をしたのであれば、たとえそれが、受任者その他の第三者の目から見て委任者の利益になるといえる行為であったとしても、「権限外ノ事ナラバ委任者ハ知ラヌト言フコトガ出来ル…委任者ニトッテハ許諾シタクナイ嫌ヤト云フコトデアッタラ矢張りこちらハ知ラヌト云フコトガ言ヘルコトニ爲ラナケレバナラヌ…委任ノ権限ニ付テ解釋上判然ト定ッテ居ル場合ニハ権限内ノ事デナケレバ委任者ニ對シテ効力ガナイ縦合ヒ一錢デモ超エテモ往カヌト云ウコトニ爲ル<sup>(24)</sup>」との反論がなされている。そして、最終的に、これらの反対意見から、指図遵守義務の規定は全部削除となっている。

起草者が、委任者から意味の明確な指図がありながら、受任者がその指図に反して行為した場合、それでも一定の場合には、当該行為も、委任者との関係で義務違反行為とはならないとの準則を定めることを企図したのに対して、法典調査会での多数意見は、委任者の指図の意味が明確であれば、受任者はそれに従わなければならないことを強調し、本条の削除にまで至っている。多数意見は、意味が明確な指図であれば、受任者はそれに従うことが指図遵守義務であるとの理解に従うからである。

## (二) 学説上の理解

その後の学説上での指図遵守義務の理解は、詳しくその趣旨を論じていないものが多い。そのため、論者により多少ニュアンスは違えども、その



最大公約数をまとめれば、以下のようになろう。指図遵守義務とは、与えられた個別具体的な指図を合理的に解釈し、その解釈したところに従って、行動する義務である。そのため、指図の意味が合理的解釈を通じて明瞭となる場合は、受任者は、その指図を遵守しなければならない。問題としてよく挙げられる場面は、①指図の意味が複数あり得る場合、及び、②指図が不適当な場合である。まず、①指図の意味が複数あり得る場合、「その結果が…重要な差異をもっている場合には、特別の事情のない限り、本人に通知して本人の意思を問うべきである<sup>(25)</sup>」。そして、②指図が不適当である場合、受任者は、委任者に対しそれを報告し、再考をなす機会を与えるべきである<sup>(26)</sup>。受任者が委任者に再考の機会を与えたものの、委任者が当初の指図を維持する場合は、受任者は、原則として、委任者の指示に従うべきである<sup>(27)</sup>。そして、仮に③なされた指図が不適当であるも、それを委任者に報告する時間的余裕がない場合は、受任者は、委任の趣旨に従い、合理的に事務処理をなす。たとえ結果としてなされた事務処理が、当該指図に反する行為となったとしてもである<sup>(28)</sup>。

では、ここにいう②指図が「不適当」な場合とは、いかなる場合と解されるか。法典調査会の多数意見も述べていたように、そもそも、委任者からなされた指図の意味が明確であれば、それに従うことを要求するのが指図遵守義務である。従って、指図の合理的解釈を通じて、その意味が明らかになるのであれば、それに従い行為することが要求される。たとえその指図が、他者からみて経済的に委任者の不利益あるいは不合理であると思われても、委任者が真にそう望む以上、その指図に従うことこそが、委任者の利益すなわち委任の趣旨にかなう行為だからである<sup>(29)</sup>。従って、委任者の指図が、当該委任の趣旨から離れて、客観的な意味で、「不適当」と評価されることはない。委任者がなしたある指図が「不適当」と評価される場合とは、当該個別具体的な指図の意味と、それ以前に委任者がなした他の指図から合理的に解釈されることの当該委任の趣旨とを照らし合わせた場合に、両者に矛盾が生じる場合である。

例えば、法制審議会では、指図遵守義務に関する議論の中で、以下のよう  
な例が挙げられている。投資一任業務において、顧客が「米国株式と米  
国債とでおおむね半分ずつぐらいのポジションを維持して運用して」欲し  
い旨指示していたところ、「突然、アメリカの株式市場が暴落」した場合、  
1対1の比率を崩しても、委任者の指図に反し株式を売却すべきか。<sup>(30)</sup>この  
場合の「1対1で持て」との指図は、指図がなされた当初は意味が明瞭で  
あったものの、その後の市場暴落という事情により、その意味が不明瞭と  
なった場合である。当該指図の解釈としては、「大暴落が想定外の事情で  
ある以上、この場合に受任者がいかに行為すべきかの指図は何ら存しな  
い」と解すこともできれば、「大暴落があった場合は1対1の比率を崩し  
ても売却を要するなら売却して構わない」との意図を含むと解釈すること  
もできる。<sup>(31)</sup>①指図の意味が複数ある場合とは、このどちらにも解し得る場  
合であるのに対して、②不適當な指図がある場合とは、当該委任の趣旨に  
照らした場合に、後者の意味に解するのが合理的と判断される場合である。  
この場合、「1対1で持て」との指図に文字通りに従って行為することは、  
委任の趣旨と矛盾すると認められる場合なのであり、この矛盾のために、  
この指図が「不適當」な指図と評価される。もっとも、「1対1で持て」  
との指図に従うことが、委任の趣旨と矛盾すると解される場合であっても、  
それが意味するところは、「1対1を崩して売却しても構わない」という  
ところまでであり、「売却しなければならない」との具体的な行動を指示  
する指図は存しない。また、「いかなる証券をどれだけ売却しなければな  
らないか」という指図もない。<sup>(32)</sup>

このようにみると、「不適當」な指図がある場合もまた、指図の意味が  
不明瞭の場合の一場面であることが分かる。すなわち、「不適當」な指図  
とは、問題とされる個別の指図の意味が、その指図のみを見れば明瞭であ  
っても、それを当該委任の趣旨と照らし合わせた時、その両者に齟齬が生  
じるために、その指図に従うことが委任の趣旨と反する、つまりは「不適  
当」であると判断される。そして、この齟齬のために、当初明瞭であった

指図の意味が一その文字通りの意味に従うと委任の趣旨にそぐわないという点で一不明瞭になる。従って、②指図が不適当な場合もまた、なされた指図の意味が不明瞭な場面であるという点で、①指図の意味が複数ありうる場合と同じである。

## 2 指図遵守義務に関連する報告義務の内容

このように、「不適当」な指図の意味を捉えると、学説の大勢が、①指図の意味が複数ある場合、②不適当な指図がなされた場合の双方において、受任者に報告義務を認めるべきとしてきた理由は、①②とも、指図の意味が不明瞭な場合であるという点で共通するのであり、この場合、指図の意味が不明瞭である以上、その意味を委任者に問うべき必要があるからであると、統一的に説明されることになる。

すなわち、先の例で言えば、②「不適当」な指図がある場合とは、「1対1で持て」との指図に従うことが委任者の趣旨と矛盾すると合理的に解される場合であって、この場合、少なくとも「1対1で持て」との指図に従うことは、委任者の利益（＝委任の趣旨）に反する。もっとも、「1対1を崩しても売却して構わない」というところまでは判断できても、「売却しなければならない」という指図は存しないし、「いかなる証券をどれだけ売却しなければならないか」という指図も存しない。かように指図の意味が不明瞭となる以上、受任者としては、当該指図の意味を委任者に確認する以外にないのであり、だからこそ要求されるのが、報告義務である。この場合、受任者は、「1対1で持て」という具体的指図がどのように当該委任の趣旨と矛盾をきたしているかを報告し、それにより、委任者は、その指図を再考する機会を得ることができる。

①指図の意味が複数ある場合も、状況は同じである。先の例でみれば、①の場合とは、「1対1で持て」との指図の意味が、委任の趣旨に照らした場合、「受任者がいかに行為すべきかの指図は何ら存しない」と解すこともできれば、「1対1を崩しても売却して構わない」と解すこともでき

る、はては、「暴落があっても1対1で持て」と解すこともできるような場合であり、かつ、これら複数の解釈のうちいずれを選択するかが、受任者の裁量に委ねられていない場合だからである。<sup>(33)</sup> この場合、受任者に裁量（＝選択権）がない以上、委任者の判断を仰がなければならないのは、②の場合と同じであり、受任者には、指図が不明瞭であることを委任者に報告し、委任者の指示を仰ぐ義務が課せられることになる。そして、これもまた、指図遵守義務に関連して課せられる報告義務である。

最後に、③指図が不適當であるも、委任者にそれを報告する時間的余裕がない場合についてみれば、この場合は、「不適當」な指図がある場合であるから②と同様である。ただ、そもそも、事前に委任者に判断を仰ぐべき時間的余裕がない場合であるから、報告義務が問題とされていないだけである。もっとも、①②の場合に、受任者に報告義務が課せられるのは、委任者の指図に従い行動すべき者が、その指図から逸脱する可能性がある場合には、事前に委任者に通知し、彼の判断を仰ぐべきとの理解からなのであるから、<sup>(34)</sup> ③の場合であっても、少なくとも、事後的に委任者に対して、<sup>(35)</sup> なされた事務処理を報告すべきと考えることはできよう。

#### 小括—「委任者に指図を求める必要があるとき」の意味—

645条の改正案は、指図遵守義務に関連して求められる報告義務を念頭に置きながら、「委任者に指図を求める必要があるとき」の報告義務を提案するのであるから、既存の学説を前提とすれば、①指図の意味が複数ある場合、及び②不適當な指図がなされた場合の報告義務を指していることになる。<sup>(36)</sup> そうであれば、改正案が示す規範内容それ自体に対しては、大方の賛同が得られるのであろうと考えられる（法制審議会で反論が出なかったのも、その趣旨ではなからうか）。

もっとも、ここで示された報告義務が、その規範内容としては適切であるとして（更には、これを民法上の規定として定めることが是認されたとしても）、この規範を645条において定めるか否かは、別途考察を要する。

とりわけ、指図遵守義務に関連する報告義務は、これまで学説上の指摘に留まっていたといつてよく、当該報告義務を条文として定めた場合、これがいかなる義務として機能するかは、明らかでない。そうであれば、指図遵守義務に関連する報告義務について、その機能を見極めた上で、645条の下に規定すべきか否かを考察すべきである。

そこで、以下では、①②の場合に課せられる報告義務がいかなる規範として機能するかを焦点を絞り、裁判例の蓄積があるアメリカ代理法における代理人の報告義務を素材に、指図遵守義務に関連して求められる報告義務の具体的機能を分析する。

### 三 指図遵守義務に関連して求められる報告義務の機能

#### 1 アメリカ代理法における代理人の情報提供義務

アメリカ代理法においては、①指図の意味が複数ある場合、②不適切な指図がある場合の双方において、代理人には報告義務があるとされている。代理人は、本人に対して、一般的に情報提供義務を負うとされており、上記の報告義務は、その一部を成しているからである。

まず、第三次代理法リステイトメントは、以下のようにして、代理人の情報提供義務を包括的に規定する。すなわち、代理人は、代理事務に関連する情報のうち、本人の行動及び判断に影響を及ぼしうる重要な情報であり、かつ、代理人が知り又は知りうべき情報を提供しなければならない<sup>(37)</sup>、と。この情報提供義務は、合理的な努力を用いて情報を取得し提供する義務として、善管注意義務の一部に位置付けられているため、代理人は、本人からの指図に合理的に従い、合理的な努力を払って当該情報を取得し、本人に提供すれば、情報提供義務を履行したこととなる。情報提供義務違反<sup>(38)</sup>の効果としては、代理人からの報酬請求の否定、解任事由となること、あるいは義務違反に基づく損害賠償責任<sup>(39)</sup>があげられる。情報提供義務違反<sup>(40)</sup>につき証明責任を負うのは、本人である。

情報提供義務が課せられる趣旨について、第三次代理法リステイトメントは以下のように述べる。すなわち、代理人の情報提供義務は、本人が代理人をコントロールすることを容易にするために必要とされる。つまり、本人は、代理の継続中も、適宜、代理人に指図を与えることを通じて、代理人をコントロールできるところ、代理人から必要な情報が提供されることで、本人は、以前になした指図について再考・修正・撤回することが可能となる。かくして、代理人からの情報提供により、代理人がなす行為の展開の仕方に応じて、本人は、適宜、自己の法律関係の形成の仕方を自ら判断することが可能となる、と。<sup>(41)</sup>

この代理人の情報提供義務は、各種の報告義務を含む包括的な規範であり、例えば、証券取引業者が代理人として負う情報提供義務を例にすれば、本人たる顧客に対し、投資先の情報を告げる義務や、顧客がなす投資に関する市場動向を告げるべき義務も、この情報提供義務の一環をなす。<sup>(42)</sup> 不動産仲介業者が代理人として負う情報提供義務であれば、本人たる顧客がなす売買契約についての手続的な説明や、<sup>(43)</sup> 契約相手方の資産状況等の情報の提供なども、この情報提供義務の問題として扱われている。これらは、日本法においてであれば、指図遵守義務に関連した報告義務ではなく、いわゆる受任者の情報提供義務として—その意味では、一般的な善管注意義務の問題として—扱われてきた報告義務に相当する。

そして、第三次代理法リステイトメントの情報提供義務は、包括的に「代理人が本人に対して情報を提供すべき場合」の規範を提供するため、日本法で言うところの指図遵守義務に関連する報告義務もまた、この情報提供義務の一部をなす。では、指図遵守義務に関連する報告義務は、アメリカ代理法において、どのように機能しているか。①指図の意味が複数ありうる場合の報告義務、及び②指図が不適當である場合の報告義務に相当する裁判例を取り上げ、これらの場合に、報告義務がどのように機能しているかを考察する。

## 2 指図の意味が複数あり得る場合

<sup>(45)</sup>  
*Conway v. Icahn & Co.* では、X は、証券取引業者 Y の下で証拠金勘定を開設し、株式投資を行っていた。投資に関しては、全て X が単独で判断をしていたところ、1987年に起きたいわゆるブラックマンデーにより、X の証拠金勘定に多額の損失が生じ、170万ドルを超えるマージンコールとなるまでに純資産が減ってしまった。ブラックマンデーの4日後、いまだ混乱が続く中、ようやく Y と電話がつながった X は、マージンコールとなっていることを知らないままに、「(X が既になした買い注文への対処という趣旨で) 必要なことをして欲しい」と Y に告げたのに対して、Y は、X の純資産回復のために必要であれば、X に代わり新たな証券取引をなす裁量をも委ねられたと理解し、X の証券の一部を売却した事例である。Y がなした売却行為により、X の総資産額について、結果的には、一定の回復が図られたものの、なお残った損失について、X が Y の情報提供義務違反を理由に損害賠償請求をなしている。裁判所は、X がそれまで Y に取引判断をなす裁量を与えたことは一度もなく、常に X が自己の判断で取引をなしていた点に触れ、「Y の裁量で新たな取引をして構わない」との指図が明確になされていたのであれば格別、そうではない本件においては、Y は、X の証券を売却する前に、証券を売却すべきか、ないしは、どの証券を売却すべきかについて、X に報告し、彼から同意を得る義務があったとして、損害賠償責任を認めている（もっとも、具体的な損害賠償額は、Y がなした売却行為により生じた損害に限られている<sup>(46)</sup>）。

<sup>(47)</sup>  
*Cruikshank v. Horn* も同種の事例である。X は、自己所有の農場を、競売を通じて売却することを考え、競売人 Y にその手配を依頼した。XY 間の合意では、当該農場の売却代金は現金か小切手で受領するとの合意があったが、Y が競落人から受領した代金をいかに取扱い X に引渡すかについての合意は存せず、また、その地域の商慣習でも売却代金の取扱についての慣習は存しなかったと認定されている。Y は、X に事前に告げる

ことなく、競落人から受領した売却代金を銀行口座に預け入れたところ、その1週間後に当該銀行が倒産し、Xが売却代金を受け取ることができなくなった事例である（当該銀行の預金に保険は付されていない）。裁判所は、Yは、銀行に預金する前に、売却代金を銀行に預け入れることをXに告げるべきであったとして、Yの情報提供義務違反を理由に、売却代金相当額の損害賠償責任を認める。Yが、反論として、売却代金の取扱いにつきXから具体的指図がなかった以上、代理人としては慣習に従うか、慣習が存しない場合は一般に適切と考えられる処理を誠実に行えば足ると主張したのに対して、裁判所は「問題は、Yが、預金をするという行動をとるつもりであることを、Xに事前に告げ、Xから同意を得ていたかどうかである」とし、当該銀行への預入れ行為そのものは必ずしも不合理な行為とはいえないが、それを事前にXに告げなかった点に情報提供義務違反があるとする。<sup>(48)</sup>「もし代理人が行為をする際に、本人からなされた指図につき、相反する複数の解釈があり得ることに気付いたのであれば、代理人は、通常、当該行為をする権限を有しない。なぜなら、この場合、代理人は本人に連絡を取り明確な指図を得る義務を負うからである。」<sup>(49)</sup>従って、当該銀行への預入れ行為それ自体が善管注意義務違反を構成するか否か—例えば、Yが当該銀行が倒産直前であったことを知り得たか否か等—は、情報提供義務違反の判断には関わらないという。<sup>(50)</sup>

## 小 括

### (一) 裁判例の分析—指図遵守義務違反という視点からの分析—

*Conway v. Icahn & Co.* では、「必要なことをしてほしい」との指図の意味つき、すでになされた買い注文についての対処のみを指示していると解することもできれば、マージンコールを解消するために必要な証券の売却をして構わないと解することも可能であり、指図につき複数の意味がありえた場合である。*Cruikshank v. Horn* も同様に、売却代金の取扱いにつき指図がなんら存しないことについて、本人であるXが判断する事柄である



と解すこともできれば、代理人 Y が自己の判断で取扱方法を判断すればよいと解すことも可能であった事例である。そして、両事例とも、指図の意味が複数ある場合に、代理人がその解釈を誤り、結果として、自己に判断権がない事柄について、判断権があると解して行為した点について、本人に判断を仰ぐべきであったとされ、当該判断を仰ぐ前提として必要となる情報提供義務に違反していると判示されている。もっとも、両事案ともに、結果として、代理人は、本人が指示していない事務をなしたのであるから、なされた事務処理につき指図遵守義務違反を問えば足る事例であったと考えられる。

つまり、アメリカ代理法における指図遵守義務についてみれば、以下のように説明されている。すなわち、代理人は、本人から与えられた指図に従ってのみ行為をする権限を有するため、本人からなされた指図には、それが違法な指図でない限り、従わなければならない。<sup>(51)</sup>ここにいう本人からの指図は、明示になされることもあれば、黙示になされることもある。黙示的な指図は、必然、曖昧な内容を有する。また、明示的な指図であっても、代理人は代理事務を為す際に付随的に必要とされる行為をなす権限も有するため、代理人がなしうる代理事務の範囲—すなわち指図の意味—は、自ずと曖昧になる。従って、代理人には、指図遵守義務を履行する前提として、個別になされる指図の意味及び当該事務の委託を通じて本人が達成しようとする意図する目的について、合理的な解釈をすることが求められる。そして、代理人が、指図に意図的に反する行為をした場合はもちろんのこと、指図の合理的解釈を誤った結果として指図に反する行為をなした場合も、それにより本人に損害を生じさせたのであれば、代理人は、指図遵守義務違反に基づき損害賠償責任を負う。<sup>(52)</sup>

このような指図遵守義務の観点から、両事例を考察すれば、両事例とも、過失により指図の合理的解釈を誤った結果として、指図に反する行為をなしているのであるから、本人は、代理人の指図遵守義務違反に基づき損害賠償請求をなすことも十分可能である。すなわち、*Conway v. Icahn &*

Co. は、「必要なことをしてほしい」との指図につき、自己に取引をなす裁量が与えられたと解した点が、合理的な解釈ではなかったのであり、それにより代理人 Y がなした証券取引行為について指図遵守義務違反を問えば、敢えて、情報提供義務違反と構成する必要はない。損害賠償額の算定の仕方について見ても、指図遵守義務違反に基づく損害賠償請求をなす場合、代理人は、仮に指図に従った行為をしていたとしたら更なる損失が発生したといえるような場合であったとしても、指図遵守義務違反の結果として現に生じた損害がある限りは、それについては賠償責任を負うこと<sup>(53)</sup>に変わりはないとされている。Conway v. Icahn & Co. は、指図に反してなされた代理事務処理（証券取引）によって、X の総純資産額という視点からみれば、一定の損失の回復が図られたとされ、Y がなした新たな証券売却行為は、総純資産額の回復という次元では、不適切な行為であったわけではない。しかし、問題とされたのは、当該売却行為が X の指図に反した事務処理であった点であり、Y が安値で X の証券を売却すること自体から一定の損害が発生する以上、その損害については賠償すべきであり、総純資産額全体として損失の回復がなされているかは、損害額の判断には関わらないとされている<sup>(54)</sup>。その根本にある考えは、代理人がなすべきことは、本人の望む意図の通りに事務を処理することであり、客観的に本人の利益になるとみうる事務処理をすることではないとの考えである<sup>(55)</sup>。実際、本件でも、情報提供義務違反と併せて、なされた事務処理についての指図遵守義務違反も認められており、両者は、同一の損害を請求する際の法律構成の違いであると評価されている<sup>(56)</sup>。

Cruikshank v. Horn もまた、本人 X からの指図が存しないということについて、「代理人の裁量で適切と考える方法で取り扱えば足る」と解した代理人 Y の解釈が、合理的ではなかったため、その結果なされた事務処理につき、指図遵守義務違反を根拠に損害賠償責任を問うことも可能であり、敢えて情報提供義務違反と構成せずともよい事例である。確かに、Y がなした事務処理行為それ自体を見れば、預入れた銀行が倒産間際で

あるということが明瞭であったような場合であれば格別、そうでなければ、預入れ行為そのものが不合理な行為であったとは言い難い。しかし、判決も述べるように、ここで問題とすべきは、代理人には、かような判断をなす裁量がそもそも存しなかった点である。換言すれば、本人が判断すべき事柄、すなわち本人が許容していない事務を、代理人が勝手に行ったという行為が、指図遵守義務違反を構成する。本件では、指図遵守義務違反は問題とされていないが、それは、本件が具体的指図がまったく存しない事例であって、かつ、なされた預金行為そのものは一義的に明らかに不適切な行為とは言い難い行為であり、最終的に、Y がなした預金行為が権限外行為となるか否か（指図遵守義務に反する行為となるか否か）の判断が、Y が事前に預金をなすことを X に告げ X から同意を得ていたか否かにかかっていたからである。そのため、裁判所の判断としても、最終的な結論においては、「どの銀行に預けるにせよ」X に事前に告げずに預金をしたことが、「権限外の行為を構成する」<sup>(57)</sup>とされている。

（二）日本法における指図遵守義務に関連する報告義務から両事例を考察した場合—指図遵守義務に関連する報告義務が有する機能—

日本法において、指図の意味が複数ある場合に課せられる報告義務が機能するのは、例えば *Conway v. Icahn & Co.* や *Cruikshank v. Horn* のような事例であろう。*Conway v. Icahn & Co.* では、「必要なことをしてほしい」との指図は、X がすでになした買い注文について対処できる限りでやってほしいという意味に解することもできれば、マージンコールを解消するために必要な証券の売却をして構わないとの意味にも解しうる。かような場合に、代理人 Y は、指図の意味を明確にすべく、本人 X に問い合わせることを求めるのが、指図遵守義務に関連する報告義務である。*Cruikshank v. Horn* ついても、同様である。ここでは、売却代金の取扱につき、なんら指図が存しなかった点をいかに解釈するかが問われたところ、この場合、売却代金の取扱につき、本人が判断すべき事柄であるから指図が存しないと解することもできれば、代理人の裁量で取扱方法を決めればよ

い事柄であるから指図が存しないと解すことも可能である。この場合に、「指図が存しないことの意味を確かめよ」と規範づけるのが、指図遵守義務に関連する報告義務である。

このように、指図遵守義務に関連する報告義務は、まず、受任者（代理人）が事務処理をなす前の事前規制として、指図の意味が複数ある場合には、それを委任者に報告せよとの行為規範を提示する。これは、より具体的には、指図遵守義務の履行の仕方を示す行為規範である。だからこそ、この報告義務に反した場合は、指図遵守義務違反を構成する。また、委任者がなした指図の意味が複数あり得る場合とは、通常、受任者の下でこれが判明し、受任者のみが状況を把握しうることに鑑みれば、この場合に課せられる報告義務について、委任者が強制履行を求める場面は考えがたい。とすれば、指図遵守義務に関連する報告義務は、受任者が事務処理をなす前の事前規制の段階でみると、行為規範として機能はするも、強制履行の対象になるような—その意味で、裁判規範となる—義務ではない。

また、事後的にこの報告義務が問題とされる場合をみても、この場合は、先述の通り、なされた事務処理につき指図遵守義務違反を問えば足りるのであり、損害賠償請求の根拠として、ないしは解約の根拠として考えた場合も、この報告義務は、裁判規範として機能するものではない。同様のことは、不適當な指図がなされた場合の報告義務についても言える。

### 3 不適當な指図がなされた場合

例えば、*Theis v. DuPont, Glore Forgan Inc.*<sup>(58)</sup> は、証券取引業者 Y が、本人たる顧客 X の指図に賛成せず、それに反する取引を為したことが問題とされた事例である。1967年8月から、X は、Y を通じて豚肉の先物取引を開始した。取引は、すべて、X の指図に従って為すこととされていたが、投資方針が XY 間で異なっていたことが問題の発端となっている。X は、ポジションを比較的長期保有するスタイルを好む一方、Y は頻繁に取引を繰り返すことで利益を上げることが望ましいと考える傾向に

あり、何度かに渡り、Xが指示していないにも関わらず、YがXのために取引をなすことがあった。各個別の取引は、それがなされるごとに、その詳細がXに通知されることになっていたため、Xは、Yが取引を勝手になしたことを知ると、その都度Yに注意はするも、なされた取引を取消したり、Yの上司に報告する等の手段を取ることはなかった。もっとも、1968年5月11日、XはYに対し、指示された取引のみをなすようにと書面にて告げている。同年5月24日、相場価格が急激に値を下げたため、Yとしては買い注文をなして利益を上げるべきと考えたが、Xはそれに反対し、現ポジションを維持するよう指示した。にもかかわらず、Yは1ポンド当たり33.65ドルでの買い注文を為した。事後にそれを知ったXは、立腹し、その場で口座を清算する旨告げている（実際に、清算金がXに返還されたのは翌6月3日である）。Xが清算した時点での相場価格は1ポンド当たり29.95ドルとなっており、仮にYがXの指図に従いポジションを維持していたとしたら、6月3日の時点で、11,100ドルの利益が上げられていたであろうと認定されている。本件では、Yは、本人の指図に反して取引行為を為したことを理由に、Xが得られていたであろう利益につき、賠償責任を負うとされている。裁判所は、「指図の意味が明瞭で、正確そして命令的である場合、代理人は、その指図には厳格に、そして正確に、従わなければならないのであって、かような明瞭な指図に反することは、当該ビジネスにおける取引慣行や慣例により正当化されるものではなく、代理人は、指図に反する行為から生じた損失については責任を負わなければならない<sup>(59)</sup>」という。

本件におけるYは、自己の利益のためにXの指図を無視して取引をしたわけではなく、むしろ、Xの指図を無視することがXの経済的利益に資すると判断した上で、取引をなしている。商品先物取引の委託にあっては、Xの経済的利益に資するよう取引を行うことが委任者の利益（委任の趣旨）と解されうるのであるから、Yは、そのような委任者の経済的利益に鑑みて、Xがなした「ポジションを維持せよ」との指図は、委任

者の利益に齟齬する、すなわち「不適切」であると判断していたことになる。かようにして、代理人が、本人の指図が「不適切」であると判断したのであれば、本人に対し、委任者の利益と指図内容とが齟齬することを告げ、本人の指図を仰ぐべきであり、それを規範づけるのが指図遵守義務に関連する報告義務である。この報告義務を怠った代理人が、結果としてなす事務処理は、通常、その「不適切な」指図に反する事務処理である。指図が「不適切」であると判断しながらも、その指図に敢えて従うことを受任者が判断する場合がありますれば、それが委任者の真意に基づく指図であると合理的に理解される場合であり、換言すれば、そもそも意味が明瞭な指図があるとされる場合だからである。<sup>(60)</sup>

とすると、やはり、不適切な指図がなされた場合に受任者に要求される報告義務も、それに反する行為がなされた場合は、端的に指図遵守義務違反を問えば足りるのであって、敢えて報告義務違反という構成で、損害賠償責任を基礎づける必要はない。本件は一明らかに明示の指図に反する行為がなされた事例であるからであろう—端的に、指図遵守義務違反の問題として処理がなされている。

#### 小括—指図遵守義務に関連する報告義務の機能—

このように見てくると、指図遵守義務に関連する報告義務は、履行請求・損害賠償責任・解任事由・報酬請求の拒絶といった、ありうる義務違反の効果との関係で、裁判規範として機能するものではない。事前の履行強制は、指図の意味が複数ある場合でも指図の意味が不適切な場合でも、指図の意味を解釈するのは受任者である以上、委任者から報告義務の履行請求をなすことは、その状況上、考え難いし、報告義務違反があったことが事後に判明した場合には、結果としてなされた事務処理について、指図遵守義務違反を問えば足るからである。

むしろ、指図遵守義務に関連する報告義務は、それに反する場合には、指図遵守義務違反が問われるという点で、指図遵守義務の具体的な履行の

仕方に関する行為規範を提供する。その意味では、指図遵守義務の一内容を構成するといつてよい。また、報告義務を履行することで、結果として、指図遵守義務違反を防止することに資するという意味では、指図遵守義務違反を予防する機能も、實際上、担っていると評価できよう。

#### 四 指図遵守義務に関連する報告義務を645条の中に規定することの是非

では、このような機能を有する報告義務を、645条の中に併せて規定すべきであろうか。先述の通り、たとえこの報告義務が示す規範内容が、その内容としては是認できるものであったとしても、645条の内に規定すべき否かは別途で問題となるからである。645条は、一つの独立した条文として、一つの規範を示してきたのであるから、この問題に答えるには、そもそも、645条が定める報告義務は、いかなる場合を対象とした報告義務であるか、また、報告義務としていかなる機能を果たしているかを明らかにする必要がある。

##### 1. 645条が定める報告義務の内容とその機能についての既存の学説上の理解

そもそも、645条の起草過程を見ると、その報告として念頭に置かれていたのは、収支計算報告及びそれに相当する事務処理の記録の開示であった。

起草過程において、645条の報告義務は、「受任者ハ委任終了ノ後遅滞ナク其計算ノ報告ヲ爲スコトヲ要ス其終了前ト雖モ委任者カ之ヲ請求シタルトキ亦同シ」とされ、基本的な場面として起草者が念頭に置いていたのは、収支計算の報告であった。法典調査会では、例えば、田地の管理が委任された場合、委任の終了時はもちろん、継続中であっても、受任者は委任者の請求に応じて、その年の小作料がいくらであり管理にどれだけの費用を

要したかという収支計算報告を要するという例が挙げられている。<sup>(61)</sup> 富井は、本条の位置づけについて、受取物の引渡義務（646条）と金銭消費についての責任（647条）に触れ、両条が実際の計算処理の仕方を定めるのに対して、645条はその前段階として行われる報告であると説明する。<sup>(62)</sup> 更には、梅の理解では、645条は収支計算に限っての規定であると位置付けられていた。<sup>(63)</sup> すなわち、収支計算報告は、受任者がなす報告のうちでも「重ナ事項デアツテ且争ヒノ怒リ易イ事」<sup>(64)</sup> であるから、特別に規定したとする。もっとも、富井の理解では、「計算ノ報告」は必ずしも収支計算に限られないとされ、梅も、かような趣旨で645条を規定するというならそれでも構わないと述べるため、法典調査会での議論は、本条の報告義務は収支計算以外を含むうとの理解を前提に、「計算ノ報告」という用語が、収支計算以外を含む報告を意味する言葉として適切か否かという方向での議論がなされている。<sup>(65)</sup>

しかしながら、645条の報告義務の対象は収支計算以外も含むとしても、そこで念頭に置かれていた例は、金銭ないし財産の管理がそもそも委任事務に含まれていない場合であった。つまり、委任の中には、財産管理を含まない事務の委任も当然あるのであって、その場合であれば、事務に関する収支計算がそもそも問題とならない以上、収支計算報告はあり得ない。とすると、かような場合であれば、収支計算に代わって事務処理の状況を報告する義務もあるとの理解であった。従って、645条は収支計算以外についての報告も含むとは言いつつも、その具体的な意味は、収支計算がそもそも予定されえない類の委任事務の場合は、収支計算に相当する—その意味では機械的な—事務処理の状況及び事務の顛末報告をなすべきという<sup>(66)</sup> 意味である。

以上の立法経緯に鑑みれば、645条の報告とは、財産管理が関係する委任では収支計算報告であり、財産管理に関係しない委任では収支計算に相当する—その意味では機械的な—事務処理の状況及び顛末を報告することであり、いずれの場合であれ、事務処理の記録の開示が念頭に置かれてい



た。この点で、645条は、信託法36条（信託事務の処理の状況についての報告）・38条1項（帳簿等の閲覧等の請求）、会社法443条1項（会計帳簿の閲覧等の請求）などとの関係での、一般法たる性格を有する。

645条についての、その後の学説の理解を見ると、本条の解釈として問題とされてきたのは、いかなる場合に、受任者は報告義務を負うかである。すなわち、645条が委任継続中の報告について、委任者の請求があった場合の報告を規定するだけであるため、たとえ委任者からの請求がなくとも、委任者の利益のために必要とする場合、ないしは、委任の本旨に従うものである場合には、受任者には報告義務が課せられるべきとの指摘がなされてきた<sup>(67)</sup>。しかし、ここでの報告として念頭に置かれてきたのも、やはり、収支計算報告ないしは、それに相当する事務処理記録の開示であったのではないと思われる。例えば、委任者の請求がなくとも委任の本旨に従い必要に応じ委任者に報告すべき義務があると述べる際に参照されているのは、代理商の通知義務を規定した旧商法47条や、建物区分所有組合の管理人が定期的な事務処理の報告を定める区分所有法43条である<sup>(68)</sup>。立法経緯も含め、この参照条文から察するに、報告の対象として想定されていたのは、収支計算ないし事務処理記録の開示であろう。少なくとも、指図遵守義務に関連した報告義務を念頭においた指摘ではない。

確かに、学説の中には、645条の報告の対象を、収支計算・事務処理記録の開示に限らず、より広い情報を対象としうることを前提にした理解もみうけられる。例えば、「ある金額で特定の相手方に財産を売却する権限を託された代理人が、たまたま別の人がこの財産をもっと高い金額で買いたいと考えているとの情報を入手した」場合を例に、かような場合の受任者の情報提供義務を645条に基礎づける考えや、宅地建物取引業法47条の重要事項報告を645条の報告義務との関連で言及するものもあり、これらの考えは、645条の報告の対象を、より広く「委任者が欲すると合理的に考えられる情報」にまで拡大させて理解しているものといえる。受任者が負う説明義務一般の法的根拠を645条に求める見解などもまた、同様であ

る。

しかし、学説の全体の流れを見れば、やはり、645条の報告とは、収支計算報告ないしそれに準じる事務処理の記録の開示といった機械的な報告が想定されてきたというのが、素直な理解ではないだろうか。仮に、報告の対象を、より広く「委任者が欲すると合理的に考えられる情報」にまで拡大させる理解に従ったとしても、指図遵守義務に関連する報告義務を念頭に置いて、645条の解釈を論じるものはほとんどない。むしろ、645条の解釈論は、指図遵守義務に関連する報告義務とは別個の議論として展開されてきたものといえる。<sup>(72)</sup>

## 2. 小 括

検討委員会試案は、645条の改正案について、「委任者の意見を求めることが委任の本旨に沿うものである場合には委任者の請求を待たずに報告すべき義務がある」<sup>(73)</sup>とする既存の学説の理解を紹介し、「委任事務の処理について委任者に指図を求める必要があるとき」に報告義務を課すことは、それに沿った提案であるという。確かに、645条の報告義務がいかなる場合に課せられるかについては、かような趣旨の指摘もなされてきた。しかし、上述の通り、その場合の報告としては、収支計算報告あるいはそれに準じる事務処理状況の記録の開示が念頭に置かれるか、あるいは、それよりも広い報告対象が念頭に置かれるか、論者に差はあれど、ほとんどが指図遵守義務に関連する報告義務を念頭においていたわけではない。むしろ、指図遵守義務に関連する報告義務と645条の解釈論とは、別個の議論として展開されてきた。従って、645条についての改正提案は、単純に645条についての既存の学説の理解を文言化したものとは言い難い。

もっとも、645条の報告対象は、これまで意識的に論じられてこなかったというだけで、645条それ自体も報告対象については、<sup>(74)</sup>具体的に何を指すか定めていない以上、解釈論として、報告対象を拡大させることも可能ではあろうし、まして立法論としてであればできないではない。しかし、

その場合でも、645条の報告義務の典型例が、収支計算報告であることに変わりはない。収支計算報告ないしそれに相当する事務処理の記録開示として受任者に要求される機械的な情報の開示行為と、指図遵守義務に関連する報告義務として受任者に要求される情報の開示行為とは、おのずとその内容が異なるのであり、両義務を別の条文で規定する方法も考えられてよいのではなかろうか。<sup>(75)</sup>これは、両義務の機能の差異からいえることではないかと考える。

645条の報告義務は、それが実際上果たす機能も、指図遵守義務に関連する報告義務のそれとは異なる。645条の趣旨について見れば、まず、委任事務は委任者の事務である以上、委任者が当該事務の現在の処理状況を知りたいと欲するのは当然であることが挙げられる。<sup>(76)</sup>そして、委任終了後であれば、委任事務処理についての報告により、委任者は、受任者が善管注意義務に従い委任事務を処理したか否かを知ることができ、今後の行動の在り方を決定することが可能となるし、委任継続中であっても、報告された状況に応じて、例えば、委任を解除して自らその事務を処理する、あるいは他の者に事務処理を依頼するなど、委任者が、状況に合わせて、その都度対応策を講じることも可能となる。<sup>(77)</sup>この点で、645条の報告義務は、受任者に対する一般的な監督機能の「出発点をなすもの」<sup>(78)</sup>であり、その意味で、受任者の行為の適切性を担保するための一つの手段である。換言すれば、645条の報告義務の実際上の機能は、受任者の責任の存否を判断する材料を委任者に提供し、委任者・受任者間の関係を明確にする機能である。<sup>(79)</sup>従って、受任者の具体的な事務処理が善管注意義務に従ってなされているかどうかとは、全く無関係に、課せられる義務である。そのため、645条の報告義務は、それ自体の強制履行を求めることも可能であるし、かつ、報告義務違反としての債務不履行も考えられうる。その点で、645条の報告義務は、裁判規範となる義務である。

これに対して、指図遵守義務に関連する報告義務は、先述の通り、指図遵守義務違反となりうる場面において、「委任者へ報告せよ」という形で、

指図遵守義務の履行の仕方についての行為規範を提供する。それによって、指図遵守義務という固有の義務の違反を防止することを目指した義務である。それがために、指図遵守義務に関連する報告義務は、裁判規範として機能する義務ではなく、それに反する行為は、指図遵守義務違反として捉えられる。

確かに、指図遵守義務に関連する報告義務も、645条の報告義務も、ともに、善管注意義務の一環ではある。しかしながら、上記に述べたように、両義務は、その報告対象・報告の仕方も異なれば、それが果たす機能も異なるのであるから、指図遵守義務に関連する報告義務は、規定するのであれば、645条と別に規定するのが望ましいのではないだろうか。むしろ、指図遵守義務に関連する報告義務は、指図遵守義務の履行の仕方に関しての行為規範を成していることに鑑みれば、文字通り「指図遵守義務に関連して要求される報告という規範」と位置付けた上で、指図遵守義務規定の中に組み入れた方が、より適切であると言えまいか。

### おわりに—645条の報告義務に関する改正案についての 若干の考察—

受任者が負う報告義務についての規定を改正し、明文化をなすというのであれば、そこでの報告義務がいかなる場合を想定しているかを、まずもって明らかにしておく必要がある。受任者は、様々な場面で「一定の情報を委任者に提供する義務」を負っているのであって、それぞれにその法的性質・機能も異なり、いかなる場合に報告義務が課せられるべきかを考える際の考慮要素もまた異なるからである。

受任者が多様な場面で負う「ある一定の情報を提供する義務」を、広く「報告義務」と呼ぶとすると、その中には、大分して3つのものが含まれる。(a) ある事柄の報告ないし説明が委託された事務処理そのものの内容である場合、(b) 委託された事務処理の過程で、事務処理に付随して

何らかの情報を委任者に告げるべきとされる場合、(c) 帳簿書類の閲覧などの事務処理に関する記録の開示である。(a) は、コンサルタント業務の受託など、説明することそのものが事務処理の内容をなす場合であるから、受任者の本旨義務の履行として捉えられるべきものであり、あえて(a) を念頭においた報告義務を民法に規定する必要はない。(b) の報告義務は、委任者・受任者間の情報格差、受任者の地位にある者の専門性等を実質的な理由としながら課せられてきた報告義務であり、とりわけ専門家の説明義務として取り上げられてきた義務である。宅地建物取引業法35条の重要事項説明義務や37条の書面交付義務<sup>(80)</sup>、医師が患者に対し負う説明義務がその例として含まれる。ここでの報告義務は、委任者が、自己の事務につき適切な判断をなし、もって、受任者の事務処理をコントロールする手段として、その必要性が強く指摘されてきたものである。(c) 帳簿書類の閲覧のような事務処理に関する記録の開示は、委任者が委任事務の処理の仕方についてモニタリングをするための手段となる報告義務であり、受任者の事務処理そのものが適切になされているかどうかとは無関係に、課せられる報告義務である。(b) と (c) とを比較すると、どちらも、委託された事務処理に付随して課せられる報告である点、及び、どちらも、広い意味では、受任者の事務処理をコントロールする手段となる点では、共通する。しかしながら、両者は、その目的・義務の存否の判断方法・義務の履行の仕方において違いがある。つまり、(b) の報告義務は、委任者の意図を事務処理に直接反映させることを目的とする（それによって受任者の事務処理をコントロールする）のに対して、(c) の報告義務は、受任者の責任の存否を判断する材料を委任者に与えることを目的とした（それにより受任者の事務処理一般を広くモニタリングする手段を提供する）手続的な義務である。報告義務の存否の判断方法についてみても、(b) の報告義務は、受任者の専門性や、委任者が当該情報の提供を受けることにつきどれだけ正当な期待を有していたか、当該情報の取得困難さ等を考慮に入れて、報告義務の存否を決するのに対して、(c) のそれは、事務処

理の手續として機械的に課せられる義務であり、かようなバランス論は不要である点で異なる。また、報告義務の履行の仕方を見ると、(c) は、保存されている資料ないし記録を提示するという、いわば機械的な報告が、<sup>(81)</sup> 基本的には、予定されている。これに対して、(b) は、当該バランス論が示唆するように、当該委任者側の知識・理解力不足を専門家たる受任者が補うという後見的な視点をも踏まえつつ、「委任の趣旨に照らして、委任者がその取得を欲するであろう情報を提供する義務」という形で捉えられる義務であって、当事者間の有機的なコミュニケーションの一つとしての報告が予定されている。

指図遵守義務に関連する報告義務は、委託された事務処理の過程で、その事務処理に付随して何らかの情報を委任者に告げるべき場合であって、委任者が自己の事務処理の仕方について適切な判断をなすことを可能にすることに資する報告義務である。それにより、委任者の意思を事務処理に反映させ、受任者の事務処理を具体的にコントロールすることを目的とするのであるから、(b) の報告義務の一部と位置付けることも可能であろう。もっとも、(b) の報告義務は、例えば医師の説明義務を例にすれば、いわゆる医的侵襲行為について患者から個別の同意を得るために必要とされる報告義務に限らず、療養指導としての説明義務<sup>(82)</sup> といった患者からの個別の同意を前提としない場合での報告義務をも含む。宅地建物取引業法35条の重要事項説明義務や37条の書面交付義務も、必ずしも顧客から具体的な指図ないし同意を得ることを目的として課せられる報告義務ではない。これに対して、指図遵守義務に関連する報告義務は、委任者からなされた個別具体的な指図の意味が不明瞭な場合に、改めて指図ないし同意を得るために必要とされる報告義務であるのだから、(b) に含まれうるとみたとしても、あくまで (b) のごく一部を捉えるに過ぎない。

検討委員会試案が述べる「委任事務の処理について委任者に指図を求める必要があるとき」に課せられる報告義務は、その文言と規定ぶりを見れば、指図遵守義務に関連する報告義務を指しているとするのが素直な理解

である。仮に、この改正案が、指図遵守義務に関連する報告義務のみを指すという方針で提案されているのだとすれば、645条の改正案としてなすべきではなく、むしろ、指図遵守義務を履行する際の行為規範として、指図遵守義務規定のうちに示された方が適切である。この場合であれば、指図遵守義務規定について、指図の意味が不明瞭な場合、及び不適当な指図がなされた場合について、「報告をせよ」との規範を組み入れた規定を示すことで、報告義務を指図遵守義務のうちに消化すべきであろう。<sup>(83)</sup>

もっとも、検討委員会試案の根底にあるのは、「委任者の意見を求めることが『委任の本旨』に従うものである場合には、委任者の請求を待たずに報告義務が生ずる<sup>(84)</sup>」との理解である。加えて、受任者が負う（b）の報告義務については、それが委任契約において果たす役割の重要性が以前から指摘され、専門家責任論等の個別具体的な法的文脈の中でいわゆる専門家の説明義務として議論がなされる一方で、この報告義務に一般的な基礎を与える規定が民法中に不足していた事情がある。そうであれば、これまで委任の特殊類型の中で個別に理解されてきた（b）の報告義務について、民法中にその一般的基礎を与えるべく、（b）の報告義務を念頭に置いた規定を新設する方向性が目指されてもよいのではないだろうか。その上で、指図遵守義務に関連する報告義務を、（b）の報告義務の一部として位置づけるという方向での改正もあり得るように思われる。このように解した場合、改正案の「指図を求める必要があるとき」との文言には一解釈を通じて「指図」の意味を広く解すことも可能であるとはいえ一疑問が残る。先に指摘した通り、（b）の報告義務は、必ずしも委任者の個別の指図を求める場合に要求されるものではなく、より広く「委任者が合理的に欲するであろう情報を提供する義務」として捉えられるべき義務だからである。この点では、代理事務に関連する情報のうち、本人の行動及び判断に影響を及ぼしうる重要な情報であり、かつ、代理人が知りまたは知りうべき情報を提供しなければならないとして、代理人の情報提供義務一般を包括的に定め、指図遵守義務に関する報告義務をその内の一場面として位置づけ

るアメリカ代理法の規定の仕方が参考になろう。しかしながら、(b)の報告義務を念頭に、受任者の報告義務を広く一般的に規定する方向で改正を目指す場合であったとしても、それを645条中に定めるかは、別問題である。645条の報告義務は、そこでの報告の対象を一定程度広く解すことが可能であったとしても、やはり(c)記録の開示という機械的な報告が基本的には念頭に置かれているのであって、(b)の報告義務とはその性質・機能及び報告義務の存否の判断方法が異なるからである。(b)の報告義務を念頭においた規定を設けることが考えられうるのであれば、これもやはり、645条と別個の規定として定めた方が望ましいのではないだろうか。ちなみに、アメリカ代理法においても、代理人の一般的情報提供義務と、記録の開示義務とは別個の義務として扱われている<sup>(86)</sup>。

- (1) 法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書4 法典調査会民法議事速記録四』(商事法務、1984)602頁(富井政章)。
- (2) 松本恒雄「ドイツにおける虚偽情報提供者責任論(一)～(三・完)」民商79巻2号187頁以下(1978)、3号380頁以下(1978)、4号548頁以下(1979)、岡孝「情報提供者の責任」『現代契約法大系7』(有斐閣、1984)306頁以下、川井健編『専門家の責任』(日本評論社、1993)、鎌田薫『専門家責任の基本構造』「新・現代損害賠償法講座第3巻」(日本評論社、1997)296頁以下、樋口範雄『フィデューシャリー [信認]の時代』(有斐閣、1999)163頁他、多数。
- (3) 医師の説明義務について、唄孝一「治療行為における患者の意思と医師の説明」『契約法大系Ⅶ』(有斐閣、1965)66頁以下、吉田邦彦「近時のインフォームド・コンセント論への一疑問(一)(二・完)」民商110巻2号254頁以下(1994)、3号399頁以下(1994)、手島豊「医師の責任」『新・現代損害賠償法講座第3巻』(日本評論社、1997)321頁以下、中田裕康ほか編「説明義務違反・情報提供義務をめぐる判例と理論」判タ1178号230頁以下(2005)など。顛末報告義務については、中村哲「医師の説明義務とその範囲」『新・裁判実務大系(1)医療過誤訴訟法』(青林書院、2000)69頁以下、小山稔・西口元編『専門訴訟大系第1巻医療訴訟』(青林書院、2007)51頁以下(長谷川史美)、剣持淳子「医師の顛末報告義務」判タ1304号35頁以下(2009)など。弁護士の説明義務につき、加藤新太郎「弁護士の責任」『新・現代損害賠償法講座第3巻』(日本評論社、1997)347-361頁、篠田昌志「弁



護士委任契約の履行過程上の義務」青山法学38巻3・4号223頁以下（1997）。司法書士の説明義務については、山崎敏彦「司法書士の職務上の民事責任について（一）～（二）」青山法学論集26巻3・4号111頁以下（1985）、28巻4号109頁以下（1987）、同『登記代理委任契約論』（一粒社、1988）、同「登記代理委任契約に関わる司法書士の民事責任・補論」青山法学32巻3・4号469頁以下（1991）など参照。不動産仲介業者の説明義務につき、明石三郎『不動産仲介契約の研究』（一粒社、1977）202頁以下、同『不動産仲介契約論』（信山社、1994）98頁以下など。

- (4) 同様の問題意識から、委任終了後の受任者の顛末報告義務について考察するものとして、岩藤美智子「ドイツ法における報告義務と顛末報告義務（1）～（4完）—他人の事務を処理する者の事後的情報提供義務の手がかりを求めて—」彦根論叢327号177頁以下（2000）、328号125頁以下（2000）、331号185頁以下（2001）、337号97頁以下（2002）。
- (5) アメリカ代理法においても、狭義の代理とは、法律行為の委託をなす代理のみを指す。しかしながら、事実行為の委託であれ法律行為の委託であれ、多くの場合、同様の規律に従うとして、厳密な区別がなされないことも多い。
- (6) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針』（商事法務、2010）107頁。
- (7) 同108頁。
- (8) 同92頁。
- (9) 同96頁。
- (10) 同。
- (11) 相当期間ごとの報告義務については、民法改正研究会『民法改正 国民・法曹・学界有志案』（日本評論社、2009）215、217頁が参照されている。
- (12) 民事法研究会編集部編『民法（債権関係）の改正に関する検討事項』（民事法研究会、2011）622頁。
- (13) 法制審議会民法（債権関係）部会第17回会議議事録14頁（岡本委員）、同旨21頁（岡委員）。
- (14) 商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明』（商事法務、2011）405頁。
- (15) 前掲注（1）607、610-611頁（富井政章・梅謙次郎）。
- (16) 同610-611頁（梅謙次郎）。
- (17) 同613頁（高木豊三）。
- (18) 同609頁（土方寧）。
- (19) 同（土方寧）。
- (20) 同（土方寧）。

- (21) 同611, 612頁 (梅謙次郎・富井政章)。
- (22) 同 (梅謙次郎・富井政章)。
- (23) 同611-612頁 (横田國臣)。
- (24) 同612-613頁 (土方寧)。
- (25) 四宮和夫「委任と事務管理」『不当利得・事務管理の研究(2)』(有斐閣、1971) 312頁。
- (26) 我妻榮『債権各論中巻二』(岩波書店、1962) 671頁、我妻榮・有泉亨著、清水誠補訂『(新版) コメントール民法Ⅴ契約法』(日本評論社、1998) 331頁、鈴木祿弥『債権法講義四訂版』(創文社、2001) 668頁、加藤雅信『新民法大系Ⅳ契約法』(有斐閣、2007) 421頁。岡松参太郎『民法理由債権編』(有斐閣、1897) 278頁は、受任者に、指図の変更を求める義務があるか否かは別問題であるとする。
- (27) 「基本的には委任者の意思を尊重すべきであるが、その枠内で、究極的に委任の目的の実現のため適切と判断したようなときは、指図に反することもみとめてよいであろう」(高島平蔵『債権各論』(成文堂、1988) 204頁) とするものも同旨であると思われる。
- (28) 末広巖太郎『債権各論〔第五版〕』(有斐閣、1920) 759頁、石田穰『民法Ⅴ(契約法)』(青林書院、1982) 348-349頁、幾代通・広中俊雄編『新版注釈民法(16)債権(7)』(有斐閣、1989) 230頁(中川高男)、平野裕之『契約法[債権法講義案Ⅱ]』(信山社、1996) 462頁。
- (29) 四宮・前掲注(25) 310頁。
- (30) 前掲注(13) 11頁。
- (31) 前者の解釈を指摘するのが道垣内幹事、後者を指摘するのが由布関係者である(同12-13頁)。
- (32) 同13頁(道垣内幹事)。
- (33) かような複数の解釈のうちのどれを選択すべきかについて、受任者の裁量に委ねられているのであれば、そもそも指図が不明瞭な場合に当たらない(要は、「暴落の事情があった場合は、受任者の裁量に従って売却をなすべき」という明瞭な意味の指図が、黙示になされている場合である)。
- (34) 四宮・前掲注(25) 312頁。
- (35) 岡松・前掲注(26) 278頁、末広・前掲注(28) 759頁、石田・前掲注(28) 348-349頁、平野・前掲注(28) 462頁など。
- (36) もっとも、③の場合の事後的な報告まで含むうかは、不明である。
- (37) Restatement (Third) of Agency § 8.11 (2006), comment d; *Hardy v. Davis*, 164 A.2d 281, 283 (Md. 1960); *Lindland v. United Bus. Invs., Inc.*, 693 P.2d 20, 24 (Or. 1984); *Aronoff v. Lenkin Co.*, 618 A.2d 669, 687 (D.C.

- App. 1992); *Olsen v. Vail Assocs. Real Estate, Inc.*, 935 P.2d 975, 978 (Colo. 1997).
- (38) Restatement (Third) of Agency § 8.11, comment d.
- (39) *Id.* comment b.
- (40) *Id.*; *Olsen, supra* n. 37, at 978.
- (41) Restatement (Third) of Agency § 8.11, comment b.
- (42) *Walston & Co. v. Miller*, 410 P.2d 658, 661 (Ariz. 1966); *Magnum Corp. v. Lehman Bros. Kuhn Loeb, Inc.*, 794 F.2d 198, 201 (5<sup>th</sup> Cir. 1986).
- (43) *Saiz v. Horn*, 668 N.W.2d 332, 336 (S.D. 2003) (原告買主が依頼した被告不動産仲介業者に対して、相手方売主は売却住宅の現況を開示する書面を提出することが法的に義務付けられている点を原告に説明しなかったことについて、情報提供義務違反を認める); *Hurney v. Locke*, 308 N.W.2d 764, 768 (S.D. 1981) (銀行から融資を受ける際の住宅補助金制度の内容を原告顧客に説明しなかった点につき、被告不動産仲介業者の情報提供義務違反を認める)。アメリカ法における不動産仲介契約の法的性質及び不動産仲介業者の法的地位につき、明石三郎「不動産取引における専任媒介契約と一般媒介契約」関大法学論集31巻3・4号(1981)727頁以下参照(同・前掲注(3))『不動産仲介契約論』170頁所収)。
- (44) *Miller v. Berkoski*, 297 N.W.2d 334, 339 (Iowa 1980) (原告売主が依頼した被告不動産仲介業者に対して、仲介業者が相手方買主の資産状況が悪いことを知りながら、それを売主に告げなかった点につき、情報提供義務違反が認められている); 同旨 *McGarry v. McCrone*, 1954, 97 Ohio App. 543 (Ohio App. 1954); *Salahutdin v. Valley of California Inc.*, 29 Cal.Rptr.2d 463 (Cal.App. 1994) (被告不動産仲介業者が依頼者である原告買主に対して、土地面積を誤って告げた事例。土地面積を仲介業者自身が確認することは要しないとするも、買主に告げた面積は実際に確認のとれたものではないと告げるべきであったとして、情報提供義務違反を認める); *Whipple v. Harberle*, 36 Cal.Rptr. 9 (Cal.App. 1963) (依頼者である原告買主に対して、銀行の融資審査にまだ通っていないにも関わらず「通るであろう」との判断から、被告不動産仲介業者が「審査に通った」と告げた事例); *Musselman v. Southwinds Realty, Inc.*, 704 P.2d 814, 818 (Ariz.Spp. 1985); *Muller v. Wise*, 295 A.2d 361 (N.J.Super.App.Div. 1972) (賃貸借の仲介の事例)。もっとも、情報提供義務が具体的に課せられるのは、代理人の手元ですでにある情報に関してであり、代理人に情報取得義務まで課せられる場合は少ないとの指摘がある (Murray S. Levin, Real Estate Agent Liability for Creative Financing Failures, 39 U.MIAMI L.REV. 429, 456 (1984-

85))。実際、類似の事例でも情報提供義務が認められているもののほとんどは、代理人がすでに知る情報についてである。

その他、旅行代理店が、顧客のために手配したツアーに伴う危険性を顧客に事前に説明すべきか否かも、代理人の情報提供義務違反の問題として取り上げられる。もっとも、提供されたツアーに存する危険については、代理人がそれを知らず、また知らないことに過失もなかったとして情報提供義務違反を消極に解したものが目立つ (*Fling v. Hollywood Travel & Tours*, 765 F.Supp. 1302 (N.D.Ohio 1990), *aff'd*, 933 F.2d 1008 (6<sup>th</sup> Cir. 1991) (ツアー中に原告顧客が強盗にあった事例。被告旅行代理店が現地の危険性を説明しなかったことに情報提供義務違反があったかが問題となるも結論消極); *United Airlines, Inc. v. Lerner*, 410 N.E.2d 225 (Ill.App. 1980) (類似例につき結論消極); *Sachs v. TWA Gateway Vacations, Inc.*, 125 F.Supp.2d 1368, 1374 (S.D.Fla. 2000) (類似例につき結論消極)。

- (45) 16 F.3d 504 (2<sup>d</sup> Cir. 1994).
- (46) *Id.* at 510.
- (47) 386 N.W.2d 134 (Iowa App. 1986).
- (48) *Id.* at 137.
- (49) *Id.*
- (50) *Id.*
- (51) Restatement (Third) of Agency § 8.09.
- (52) *Id.*, comment b.
- (53) *Id.*
- (54) *Conway, supra.* n. 45, at 510.
- (55) *Id.*; Restatement (Third) of Agency § 8.09, comment b, c.
- (56) *Conway, supra.* n. 45, 511-512.
- (57) *Cruikshank, supra.* n. 47, at 137.
- (58) 212 Kan. 301 (Kan. 1973).
- (59) *Id.* at 307.
- (60) それでもなお、不適切な指図であると判断しながらも、それに従って事務処理をなしたことについて、受任者が責任を負うべき場合があるとすれば、当該受任者がその指図内容に関して助言する義務まで負っているような場合である。助言義務がいかなる場合に課せられるかは、別途問題とされなければならないが、少なくとも、指図遵守義務に関連する報告義務の問題とは切り離して考察されるべき問題である (拙稿「第3委任」『民法改正案の検討第4巻』(成文堂、2013年刊行予定)参照)。
- (61) 前掲注(1) 616-617頁(梅謙次郎)。

- (62) 同615, 616頁（富井政章）。そのため、「計算ヲ爲ス」ではなく（それを定めるのが646・647条）、「計算ノ報告ヲ爲ス」義務と定めたという。
- (63) 同616頁（梅謙次郎）。
- (64) 同617頁（梅謙次郎）。
- (65) 富井は、文章を簡略化する趣旨で「計算」の用語を用いたとするも、これに対しては、単に「其報告」をなす、あるいは「終了ノ経過」「事務ノ形状」を報告するとしてはどうか等の提案もなされるが、最終的には、起草者に具体的な文言は任せるということで議論は終着している。それ以降は、民法整理会においても本条に関する議論は特になく、現行の文言となっている（同615, 617, 620頁、法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書15民法修正案』（商事法務、1988）76頁、広中俊雄編『民法修正案（前三編）の理由書』（有斐閣、1987）620頁、同『第九回帝国議会の民法審議』（有斐閣、1986）368頁）。
- (66) 前掲注（1）617頁（富井政章）。
- (67) 岡松・前掲注（26）279頁、我妻・前掲注（26）677頁、石田・前掲注（28）350頁、幾代・広中・前掲注（28）223頁（明石三郎）。
- (68) 我妻・前掲注（26）677頁、石田・前掲注（28）350頁、平野・前掲注（28）464頁。
- (69) 樋口・前掲注（2）169頁。
- (70) 幾代・広中・前掲注（28）238頁（明石三郎）。
- (71) 例えば、診療契約における医師の説明義務の根拠を645条に求める、ないしは、645条を参照する見解（中川善之助・兼子一監修『医療過誤・国家賠償』（青林書院、1973）9頁（定塚孝司）、樋口範雄「患者の自己決定権」『自己決定権と法』（岩波書店、1998）90頁）。
- (72) 我妻・前掲注（26）671, 677頁、石田・前掲注（28）348, 350頁、幾代・広中・前掲注（28）229, 237頁（明石三郎）、平野・前掲注（28）462, 463頁など、多くが、指図遵守義務に関連した報告義務について、善管注意義務の項目下で説明し、645条の報告義務とは区別して取り扱う。
- (73) 民法（債権法）改正検討委員会・前掲注（6）108頁。
- (74) いわゆる基本書でみれば、645条の報告義務についてはその存在を指摘するのみで、特段それ以上の説明がなされないことが多い（末広・前掲注（28）761頁、林良平『債権各論』（青林書院、1986）191頁、高島・前掲注（27）204頁、水本浩・遠藤浩編『債権各論〔改訂版〕』（青林書院、1993）188頁、広中俊雄『債権各論講義〔第6版〕』（有斐閣、1994）281頁、我妻・有泉・清水・前掲注（26）332-333頁、鈴木・前掲注（26）671頁、北川善太郎『債権各論（民法講要IV）〔第3版〕』（有斐閣、2003）90頁、水辺芳郎

- 『債権各論第2版』（三省堂、2006）226頁）など、多数）。
- (75) 医師が患者に対し負う情報提供義務（報告義務）につき、計算報告義務のような機械的報告とは区別されると指摘するものとして、伊藤瑩子「診療録の医務上の取扱いと法律上の取扱いをめぐって（下）」判タ302号45-46頁（1973）。
- (76) 梅謙二郎『民法要義卷之三債権編』（明法堂、1897）721-722頁、幾代・広中・前掲注（28）237頁（明石三郎）。
- (77) 梅・前掲注（76）721-722頁、幾代・広中・前掲注（28）237頁（明石三郎）。
- (78) 四宮和夫『新版信託法』（有斐閣、1989）227頁は、受益者の報告請求権（現信託法36条）について、かように指摘する。
- (79) 四宮・前掲注（25）312頁、岩藤・前掲注（4）327号178頁。
- (80) 不動産取引に関する重要事項説明義務については、明石・前掲注（3）『不動産仲介契約論』127頁、東京地判昭和40年5月27日下民集16巻5号937頁（建蔽率を告げなかった事例）など、その他関連する裁判例については、明石三郎『判例不動産仲介契約論』（一粒社、1994）85頁以下参照。
- (81) 幾代・広中・前掲注（28）239頁（明石三郎）。
- (82) 樋口・前掲注（71）81頁以下、小山・西口・前掲注（3）53頁（長谷川史美）。
- (83) また、この場合であれば、不適切な指図がなされるも、委任者に指図の意味を問う時間的余裕がない場合に、受任者に事後的な報告義務を課すか否かも、併せて考察を要する。
- (84) 民法（債権法）改正検討委員会・前掲注（6）108頁。
- (85) 鎌田・前掲注（2）307頁。
- (86) 第三次代理法リステイトメントは、一般的情報提供義務（§8.11）とは別に、§8.12において、記録の保持及び開示義務を定めている。すなわち、代理人は、本人に代わりなした取引の記録を残し、本人の求めに応じてそれを提供する義務がある。また、代理人が本人に代わりなした取引のうち、本人が知るべきであると考えられる取引に関しては、もし本人がそれを知らないことを代理人が知りうべき場合には、本人からの求めがなくとも、当該取引の記録を本人に開示すべき義務があるという（Restatement (Third) of Agency, §8.12 comment d 参照）。